

「大阪市でヘイトスピーチ規制の条例が可決。何をもってヘイトスピーチですか？」

平成 28 年 1 月 26 日

● トップハンデさんからの質問

大阪市でヘイトスピーチ規制の条例が可決しました。何をもってヘイトスピーチなのか？そのあたりの定義がハッキリしません。従来の条例案は一部修正されたみたいですが心配です。例えば、居酒屋で、「いや～、〇〇国人と商売するのはアカンで」と少々大声で会話したらそれも訴えられるのか？とりあえず、大阪市内での飲酒は控えるしかないのか？西田氏の見解をお願いします。

● 西田昌司の答え

在特会という団体がいわゆるヘイトスピーチをあちこちでやっていますが、あまりにひどい物言いをしていますし、いくら憲法で表現の自由が認められていようとも公序良俗に反したり他人の名誉を傷つける言動は決して許されるものではありません。

私の京都の事務所の近くに朝鮮学校がありますが、何年か前に在特会のメンバーらがこの朝鮮学校に対する抗議行動をし、その動画が YouTube にアップされましたが、それを見て私はびっくりしました。（私も動画を見るまでは知りませんでした）この朝鮮学校は、京都市が管理する公園にサッカーゴールや朝礼台などを設置して約 50 年間不正使用しており、それに対して彼らは抗議したのです。抗議の内容自体については私も理解できますが、あそこまで度を越してしまうと言葉でも暴力になってしまいますし、問題だと思います。

しかし法によって規制するにしても、ヘイトスピーチをいかに定義するかという問題があります。かつて自民党で人権擁護法案が検討されたときも人権侵害をどうやって定義するかが最大の課題でした。人権侵害については救済すべきというのは当然ですが、どこからが人権侵害なのかについての明確な線引きは非常に困難です。ある人から人権侵害を受けたと感じたとしても、相手はそんなつもりは全くないのかもしれませんが。このように、人間の感情・内心・感覚といったとらえどころのないものを法律によって裁くということ自体が不可能な話ですし、もしも法規制をしてしまうと法律を悪用して、被害者に成りすまして加害者を仕立て上げて攻撃することも可能になってしまいます。このような理由で、私は人権擁護法案については体を張って止めましたし、自民党内で私と同じ考えの議員が多数を占めたので人権擁護法案は廃案となりました。

大阪の条例は、5人以内で組織される審査会を設置し、大阪市長は審査会の意見を聞いた上で、ヘイトスピーチに該当すると認められた活動を行った人の氏名や団体名を公表するという内容ですが、そのように公表された側は裁判を起こして司法の場において決着しようとするでしょう。大阪の条例は当初、司法判断を促進するために訴訟費用の貸付け等の支援をすることになっていましたが、そこまでやってしまうと行政が訴訟を煽るようなことにもなってしまいます。可決した条例では訴訟支援については削除されましたが、訴訟を煽るような側面のある今回の大阪の条例は問題があると私も思います。

現在、参議員の調査室にヘイトスピーチに関する資料を取り寄せてもらっていますし、いろいろな方から見解を聞いていますが、ヘイトスピーチを法規制することには慎重な意見が多いです。大阪の条例の場合、審査会の委員の思想が偏っていれば、全くヘイトスピーチとは思えないようなものでもヘイトスピーチと認定されて氏名が公表されてしまうことにもなりかねません。このように、法によって言論を規制するのは非常に危険ですが、そうは言ってもあまりにひどい物言いをしているヘイトスピーチを野放しにするわけにもいきません。ヘイトスピーチを規制するには拡声機暴騒音規制条例と

いった現行法でもある程度の対応は可能ですが、この問題を根本的に解決するには「ヘイトスピーチは日本人として恥ずべき行為」というモラル意識を国民全体で共有する以外にないと思います。

民主党は昨年5月に人種差別撤廃施策推進法案を参議員に提出しましたが、この法案はヘイトスピーチを解消するだけでなく「あらゆる分野において人種等を理由とする差別をなくす」と謳っており、その対象があまりに広く、そのまま賛成できるものではありませんでした。これから国会で彼らとも議論をしなければなりません。法規制することなしにいかにかヘイトスピーチを止めさせるかが知恵の絞りどころです。

反訳：ウッキーさん

Copyright：週刊西田 <http://www.shukannishida.jp>